



北海道



北海道市町村 歯・口腔の健康づくり ガイドライン

平成22年4月
北海道

市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン

地域保健法に基づき、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスは市町村を実施主体とし一元的に提供されることが明確となり、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年12月1日 厚生省告示第374号）では、歯科保健対策のうち、身近で利用頻度の高い保健サービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力の下に実施することが望ましいとされています。

また、健康増進法に基づき、市町村は、基本方針（同法第7条）及び都道府県健康増進計画を勘案して、住民の健康の増進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）を定めるよう努めるものとされています。

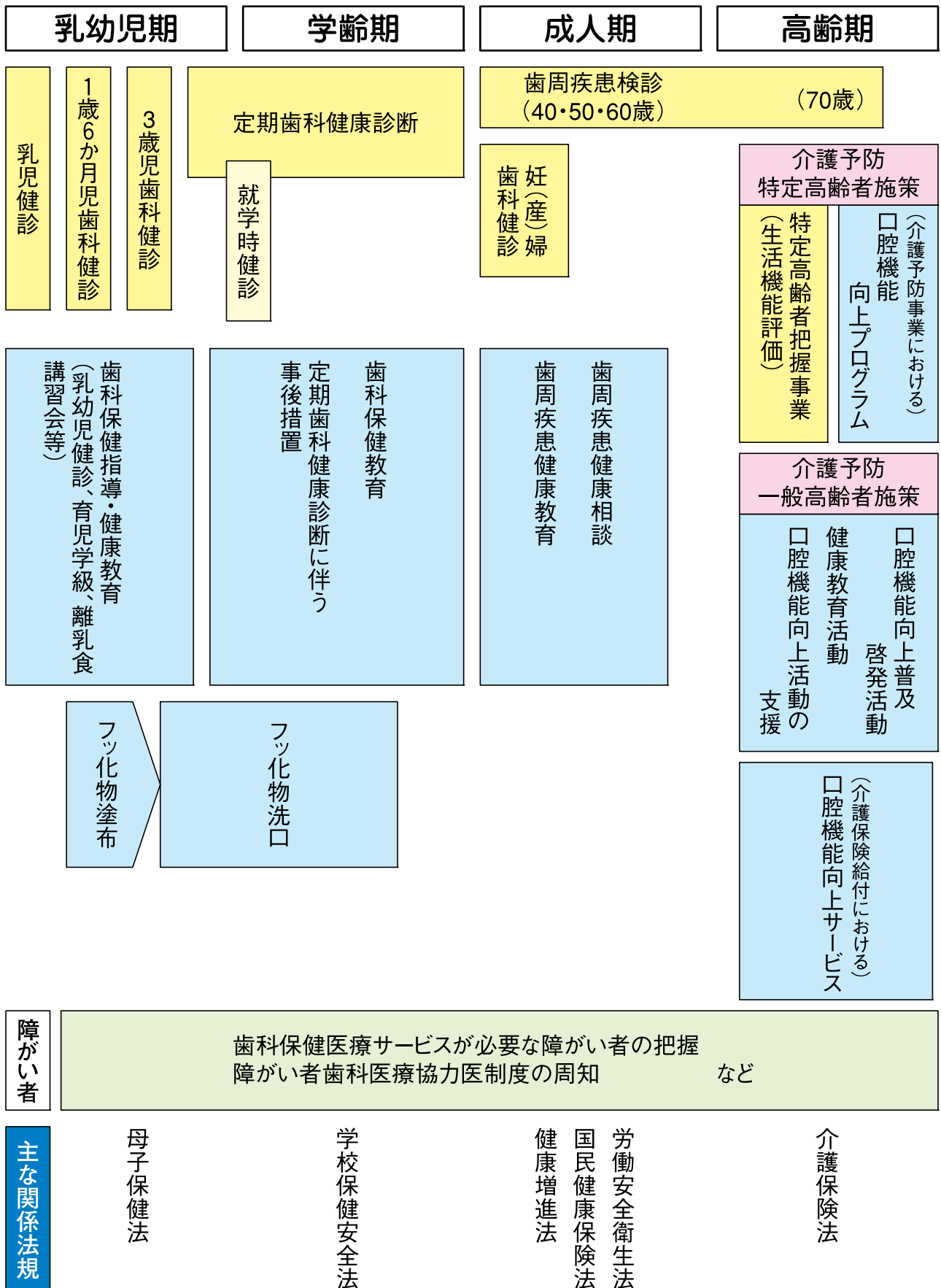
こうしたことから、市町村において健康増進計画を策定する際には、計画の中に歯科保健に関する健康教育、健康相談、保健指導及び健康診査等の事項について積極的に取り入れて立案し、歯科保健対策を体系的かつ効果的に推進するよう努める必要があります。

歯科保健対策を市町村健康増進計画に位置付けるにあたっては、地域特性、社会資源、住民の歯・口腔の健康状態等の実態を把握するとともに、関係者による既存の協議の場を活用または新たな協議の場を設け、歯科保健事業の企画、立案、評価及び事業実施の問題点などの検討を行うことが望ましいといえます。

本ガイドラインは、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の円滑な実施を図るため、健康増進計画に歯科保健対策を位置付けたり、具体的な歯科保健事業の企画、立案、評価を行うにあたり基本的な指針となる方向性や施策を市町村に期待される役割として記載したものです。こうした役割が、当該市町村において適切かどうかについては、地域特性等を勘案するとともに、保健所、地域の歯科医療機関および歯科医師会等の協力も得ながら市町村が判断することになります。

以下、道民の各ライフステージや特性（障がい者、妊婦、要介護高齢者）ごとに市町村に期待される役割を示します。

市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン



目 次

1	乳幼児期における歯・口腔の健康づくり	1
2	学童期における歯・口腔の健康づくり	7
3	成人期における歯・口腔の健康づくり	13
4	妊婦の歯・口腔の健康づくり	19
5	高齢者の歯・口腔の健康づくり	23
6	心身障がい者（児）の歯・口腔の健康づくり	31
	参考資料	35